

膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準について

1. これまでの経緯

（1）小児優先について

- 平成30年6月6日に開催された第49回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会において、小児臓器提供者（ドナー）から提供があった際、小児移植希望者（レシピエント）へ優先的にあつせんするルール（以下「小児優先」という。）を導入することについて、すでに導入されている心臓、肝臓及び腎臓以外の臓器についても検討すべきではないかとの意見があった。
- これを受け、平成30年6月20日、厚生労働省健康局移植医療対策推進室から日本膵・膵島移植研究会に対し、小児ドナーから臓器提供があった際のあつせんルールについて検討を行うよう依頼したところ、平成30年6月25日、日本膵・膵島移植研究会から、膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準における小児優先の導入に関する要望が提出された（参考資料1-4）。
- 上記の要望を受け、令和元年6月12日、厚生労働省の膵臓移植の基準等に関する作業班にて、小児ドナーからの臓器提供があった際のレシピエント選択について検討された（参考資料1-3）。

（2）待機 Inactive 制度について

- 待機 Inactive 制度とは、移植希望者（レシピエント）が、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合に、一時的に臓器あつせんの対象から除外する制度であり、肝臓移植や肺移植の待機登録患者に適用されている。
- 平成30年6月25日、日本膵・膵島移植研究会より、①膵臓移植における待機 Inactive 制度を導入すること、②膵腎同時移植の希望者（レシピエント）が膵臓移植について待機 Inactive となった場合、腎臓移植についても同様に一時的に臓器あつせんの対象から除外することについて、要望が提出された（資料1-4）。
- 上記の要望を受け、令和元年6月12日厚生労働省の膵臓移植・腎臓移植の基準等に関する作業班にて、膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準における待機 Inactive 制度の導入について検討された（資料1-3）。

2. 作業班での検討結果

- 小児優先について、腭臓においても導入することが適当との意見がまとまった。
- 待機 Inactive 制度について、腭臓においても導入することが適当との意見がまとまった。
また、腭腎同時移植希望者については、腭臓移植に係る主治医が腎臓移植に係る主治医に了承を得た上で、腭臓移植について待機 inactive とするとともに、腎臓移植についても一時的に臓器あっせんの対象から除外するのが適当との意見がまとまった。

3. 今回の検討事項

- 腭臓移植希望者（レシピエント）選択基準について、作業班での検討結果を踏まえ、以下のように変更することとしてはどうか。

腭臓移植希望者（レシピエント）選択基準（案）

改正案	現行
<p>2. 優先順位 適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。</p> <p>（1）（略）</p> <p><u>（2）臓器提供者（ドナー）が20歳未満の場合は、選択時20歳未満である移植希望者（レシピエント）を優先する。</u></p> <p><u>（3）～（10）</u>（略）</p> <p>3. その他</p> <p><u>（1）腭臓移植希望者（レシピエント）が、医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合には、別紙「腭臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について」に従い、腭臓移植希望者（レシピエント）の待機リストを「待機 inactive」とする。</u></p> <p><u>（2）基準全般については、今後の移植医療の定着及び移植実績の評価等を踏まえ、適宜見直すこととする。</u></p>	<p>2. 優先順位 適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。</p> <p>（1）（略）</p> <p><u>（2）～（9）</u>（略）</p> <p>3. その他</p> <p>基準全般については、今後の移植医療の定着及び移植実績の評価等を踏まえ、適宜見直すこととする。</p>

(別紙) 膵臓レシピエントに係る待機 Inactive 制度について (案)

1. 制度の概要

移植希望者（レシピエント）が、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない状態であると確認された場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合は、患者と主治医が話し合いの上で、各移植施設の登録医師は登録患者の待機リストを「待機 Inactive」とする。

2. 「待機 Inactive」の解除

移植希望者（レシピエント）が医学的理由により移植を受けられない状態ではないと確認され、かつ、移植を希望した場合、各移植施設の登録医師は登録患者の待機リストの「待機 Inactive」を解除する。

3. 「待機 Inactive」状態における待機期間について

膵臓移植希望者（レシピエント）が「待機 Inactive」状態の期間は、膵臓移植希望者（レシピエント）の待機期間の算定対象となる。

4. 膵腎同時移植希望者の「待機 Inactive」について

膵腎同時移植希望者（レシピエント）については、膵臓、腎臓ともに、感染症等の医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合に限り、膵臓移植に係る主治医が腎臓移植に係る主治医に了承を得た上で、膵臓移植希望者（レシピエント）登録患者の待機リストを「待機 inactive」とするとともに、腎臓についても一時的に臓器あっせんの対象から除外する。この場合、当該移植希望者（レシピエント）が「待機 Inactive」状態の期間は、膵臓移植希望者（レシピエント）の待機期間の算定対象となるとともに、腎臓移植希望者（レシピエント）の待機期間の算定の対象にもなる。